

こんなところにとらぶるの芽 (No.35)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～



レンタカーにキズで高額な修理代金を請求された！

レンタカーは必要なとき必要なだけ気軽に利用できるのも、レジャーやビジネスなど様々な場面で利用されています。

レンタカーの利用中に最も注意しなければならないのが事故です。旅先では気分が高揚して気が緩みがちで、慣れない道での走行や時間的な焦りからトラブルが起こりやすくなっています。

レンタカー会社は、事故に備えて車に保険をかけているので、レンタカーの利用料金に保険料が含まれているのが一般的です。しかし、一定の条件を満たしていない場合は保険が適用されず、高額な修理代金を請求されることがあるので注意が必要です。

■レンタカーの保険・補償制度の仕組み

保険で補償される範囲や内容はレンタカー会社によって異なります。車を借りる時にレンタカー会社の係員が注意事項を説明しますが、特に事故を起こした時（あるいはトラブルに巻き込まれた時）の対応、保険の内容や補償を受けるための条件をよく確認してください。貸渡し約款や利用ガイド等にも保険・補償制度について記載されているので、出発する前に一度目を通しておきましょう。

<保険や補償額の例>

対人補償	無制限（自賠責保険を含む）
対物補償	無制限（免責額 5 万円）
車両補償	車両時価額まで（免責額 5 万円）
人身傷害補償	1 名につき 3,000 万円まで

○免責額

自己負担金のことです。例えば、車の修理代が 100 万円で免責額が 5 万円となっていた場合、95 万円を保険で支払い、5 万円（免責額分）は利用者が払います。

○免責補償制度 ※保険ではありません。

保険が適用される事故の場合、免責額の支払いが免除されます。（任意加入）

○休業補償（ノン・オペレーションチャージ）

事故を起こして車両に損害を与えた場合、修理期間中の休業補償をレンタカー会社から請求される場合があります。**※免責補償制度に加入しても請求されます。**



○**保険・補償制度が適用されないケース** ※一般的な例でこの他にもあります。

- ・事故現場から警察やレンタカー会社に連絡をしなかった（事故証明がない場合）
- ・貸渡し約款違反
 - ⇒「無断延長」、「又貸し」、「運転の申し出のなかった人が起こした事故」等
- ・保険約款の免責事項に該当する場合
 - ⇒「故意による事故」、「パンクやタイヤの損傷」、「鍵の紛失」等
- ・使用や管理上の落ち度があった場合
 - ⇒「無施錠で盗難」、「車内装備の汚損」、「装備品の紛失」等
- ・道路交通法などの法令違反による事故
 - ⇒「飲酒」、「薬物使用」、「無免許運転」等

■自損事故は保険・補償制度の対象外？

自損事故とは自らの過失などが原因で起こした単独事故（相手のいない事故）のことで、例えば、「ガードレールに衝突」、「木の枝が当たってキズ」等があります。また、保険会社によっては、「当て逃げ」が含まれる場合があるので、何が補償の対象となっているのか確認しましょう。

レンタカー会社によっては、自損事故が車両補償の対象外となっていることがあり、この場合、免責補償制度に加入していても修理代金の全額が請求されます。

また、自損事故が車両補償の対象となっている場合でも、警察への連絡がない等、所定の手続きがなかったときは保険が適用されません。

なお、保険が適用される場合でも、レンタカー会社によっては自損事故が免責補償制度の対象外になっていることがあり、その場合は、免責補償制度に加入していても免責額の範囲で自己負担が発生します。



ここに気を付けよう！

- 以下の点を確認し、納得した上で車を借りる。
 - ・事故やトラブルが起きた時の対応（連絡先等）
 - ・保険や免責補償の内容（自損事故が対象になるか等）
- 車にキズや凹みがないか、出発前にレンタカー会社の係員と一緒に確認する。
- 料金請求等で、疑問、不安に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する。

消費生活相談 FAQ（東京都）

「レンタカーを借り、車に傷をつけた。修理代を請求されたが、保険適用のはずだ。」

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/s_faq/faq.html?faq_no=2068001

「レンタカー利用による自損事故に係る補償に関する紛争」（国民生活センター）

国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（平成25年度第2回）[PDF形式]

http://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/data/adr-20130829_018.html

※上記リンク先の52ページに記載